

茨城県建設産業団体連合会長 殿

茨 城 県 土 木 部 長

## 建設工事における労働災害防止対策及びゴールデンウィーク期間中の 交通渋滞・安全対策について（通知）

建設工事における労働災害防止対策につきましては、令和5年度においても依然として工事事故が発生しており、下記の事項1に留意のうえ、貴関係団体会員企業に対し、安全管理の周知徹底についてご配慮願います。

また、ゴールデンウィーク期間中（4月27日～5月6日）の交通渋滞・安全対策につきましては、交通規制に起因する交通渋滞を発生させないよう万全の対策を講じるとともに、工事を休止する期間中の安全管理が適切に行われるよう、下記の事項2に留意のうえ、交通渋滞・安全対策についても併せて周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 建設工事における労働災害防止対策について

- (1) 受注者は、本体工事に係る作業はもとより、車両や建設機械の基本的な操作・点検及び適用範囲に、さらに入念な注意を払うこと。（土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、建設機械施工安全マニュアル参照のこと。）
- (2) 受注者は、準備工や後片付け工及び軽微な作業、仮設工等においても、本体工事と同様の安全対策を図ること。
- (3) 受注者は、高所作業を行う場合には、墜落制止用器具の使用や転落防止柵・防網の設置等、適切な対策を図ること。
- (4) 受注者は、安全管理に十分配慮した施工計画書を立案するとともに、作業計画に記載された安全管理の確認・指導、新規入場者教育及びKY活動等を徹底すること。特に、地下埋設物及び架空線近接箇所に関する作業には注意を払うこと。
- (5) 受注者は、事故発生時には速やかに監督員へ報告するとともに、緊急時（休日・夜間等）の連絡体制を確立しておくこと。
- (6) 監督員は、現場の特性に応じ必要な安全対策の徹底を指示すること。
- (7) 監督員は、受注者に無理な時間外作業、休日作業を行わせることのないよう、適正な工期を設定するとともに、必要に応じ工期変更等を行うこと。
- (8) 各発注機関は、建設業協会各支部等と合同で安全管理に関する説明会を開催し、受注者に対し安全管理の観点を明確に伝えること。（説明会を開催する際には、労働基準監督署や建設機械メーカー等から講師を派遣依頼するなど工夫すること。）
- (9) 現場に不慣れな若手監督員に対しては、所内において組織的な対応により現場監督を支援すること。

#### 2 ゴールデンウィーク期間中の工事現場の交通渋滞・安全対策について

- (1) 期間中は災害等緊急の場合を除き、極力交通規制を行わないような作業とすること。
- (2) やむを得ず交通規制を行う場合は、
  - ・最小区間及び最短時間の規制にとどまるよう努めること。
  - ・迂回路への誘導を図るため、わかりやすい案内表示に努めること。
  - ・できる限り実務に精通した交通誘導員の確保に努めること。